

○横浜市重度障害者の医療費助成に関する条例施行規則 抜粋

(医療証の有効期間)

第4条 医療証の有効期間は、交付の時から更新の時までとする。ただし、次条第4号に規定する障害に係る医療証については、交付の時から精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の有効期限までとする。

2 前項本文の医療証は、その交付期日にかかわらず、市長が定める隔年の8月1日に更新するものとする。

(平元規則74・全改、平20規則68・平25規則62・平25規則77・一部改正)